

令和4年第10回三朝町教育委員会定例会 日程

と き：令和4年10月26日(水) 午後2時～

ところ：三朝町総合文化ホール1階 山村振興対策室

1 開 会

2 前回議事録承認

塩谷委員、石田委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) とっとり学力・学習状況調査結果について【別冊】
- (3) 社会教育課事業について
- (4) 図書館事業について
- (5) 令和4年度蔵書点検の結果について

5 議 事

議案第39号 三朝町総合教育会議設置要綱の一部改正について

6 協議事項

- (1) 通級指導教室の指導希望について

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和4年11月 日() : ～ (: 集合)

報告事項(1)

教育総務課事業について

① 関連事業スケジュール

月 日	時 間	内 容	備 考
【10 月】			
10 月 4 日	(火)	第 3 回町就学指導連絡会	
10 月 6 日	(木)	中部地区中学校駅伝競走大会	湯梨浜町
	～ 7 日	全国町村教育長会理事会	東京
10 月 12 日	(水)	青翔開智中学校・高等学校視察	鳥取市国府町
10 月 18 日	(火) 13:05-	令和 4 年度後期町教委計画訪問	中学校
10 月 20 日	(木) ～21 日	県町村教育長会研修会	湯梨浜町
10 月 21 日	(金)	小学校音楽会	小学校
10 月 24 日	(月) 16:45-	市町村長と県教育長との意見交換会	役場
10 月 25 日	(火)	県中学校駅伝競走大会	米子市
10 月 26 日	(水) 13:30-	教育委員会定例会	
10 月 27 日	(木)	第 1 回県就学指導委員会	
		中学校MME	
【11 月】			
11 月 1 日	(火)	小学校マラソン大会	
11 月 2 日	(水)	ふるさとキャリア教育実践発表会	大栄中
11 月 4 日	(金) 9:00-	校長会	
11 月 5 日	(土)	中学校文化祭	文化ホール
11 月 9 日	(水) 13:30-	県教育行政懇談会	
11 月 12 日	(土)	日本 P T A 中国ブロック倉吉大会	
11 月 14 日	(月) 13:30-	中学生による三朝町の未来を語る会	事前学習
11 月 17 日	(木) 8:45-	令和 4 年度後期町教委計画訪問	小学校
11 月 18 日	(金) 13:30-	三朝町の未来を語る会	
		小学校引渡し訓練	
11 月 24 日	(木) 13:00-	I C T 活用推進地域研究発表	小学校・中学校・文化ホール
11 月 29 日	(火) 9:45-	中学校学事訪問	
11 月 30 日	(水) 9:20-	小学校学事訪問	

・小中学校 2 学期終業式 12 月 23 日

② 三朝小学校施設整備について

③ 新型コロナウイルス感染症について

報告事項(3)

【社会教育課】 令和4年10～11月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
10月 1日	土	9:00	青空体験塾（稲刈り）	町内	
10月 2日	日	16:00	文化財庭園技術者協議会技術研修	依山楼岩崎	～ 8日
10月 3日	月	19:00	日本遺産三徳山三朝温泉を守る会総会	文化ホール	
10月 4日	火	13:30	全国史跡整備市町村協議会総会	岩手県平泉町	～ 5日、教育長
10月 9日	日	13:30	文化財庭園フォーラム技術見学会	依山楼岩崎	
10月10日	月	9:45	文化財庭園フォーラムシンポジウム	文化ホール	
10月11日	火	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
10月15日	土	9:30	守る会三徳山清掃活動	三徳山周辺	
10月16日	日	10:30	人権教育講座（拉致問題人権学習会）	文化ホール	松本孟氏
10月19日	水	10:00	第6回三朝大学	スポセン	軽スポーツ
10月21日	金	16:00	差別をなくする三朝町集会実行委員会	町内	
10月23日	日	9:30	町スポーツレクリエーション祭	町内	
10月24日	月	9:30	南苑寺本堂解体法要	南苑寺	解体31日～
10月27日	木	13:00	部落解放・人権政策確立要求第2次中央集会	東京	教育長
10月29日	土	10:00	日本遺産フェスティバル in 関門	下関市	～30日、教育長

11月 2日	水	9:00	神倉発掘調査現地確認	神倉	山本義孝氏
		10:30	鳥取県社会教育振興大会兼鳥取県社会教育委員研修会	境港市	集合・オンライン併用開催
11月 3日	木	8:30	三朝町駅伝競走大会	町内	
11月 6日	日	13:30	第29回差別をなくする三朝町集会	文化ホール	
11月 9日	水	13:15	小学校音楽鑑賞会（ヴァイオリン）	文化ホール	青少年劇場開催事業
11月13日	日	8:50	小学生クロスカントリーリレー大会	健康むら	
11月15日	火	13:00	部落解放研究第55回全国集会	米子市	～16日
11月17日	木	12:30	全国スポーツ推進委員研究協議会	滋賀県	～18日
11月19日	土	9:30	三徳山遥拝所竣工式	三徳山遥拝所	
11月23日	水	8:30	町民作品展	文化ホール	～28日
11月26日	土	9:00	三朝町将棋フェスティバル	町内	
		9:45	第73回全国人権・同和教育研究大会	奈良県	～27日
11月27日	日	11:30	三朝町芸能文化祭	文化ホール	

12月11日 みささ町かがやく子どもフェスティバル

西暦	月
2022	11

みささ図書館月間スケジュール

11月

	行 事	備 考
1日(火)	移動図書館	なの花 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田
2日(水)	移動図書館	バイオリン美術館・片柴(三徳センター)
3日(木)	休館日(祝日:文化の日)	
4日(金)	移動図書館	支援センター・三喜苑
5日(土)		
6日(日)	差別をなくする三朝町集会(人権絵本展示)	文化ホール
7日(月)	休館日	
8日(火)		
9日(水)	学校・県・町図書館連絡会 移動図書館	三朝中学校 賀茂保育園・三朝 レスポワール・三朝小西学童 相互貸借集配(県立図書館)
10日(木)	移動図書館	大柿・竹田地区公・加谷・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
11日(金)		
12日(土)	みささ英語村	文化ホール
13日(日)		
14日(月)	休館日	
15日(火)		
16日(水)	移動図書館	竹田保・上西谷・JA竹田 三朝中 図書委員 選書
17日(木)	中部地区公共図書館DX勉強会 移動図書館	倉吉交流プラザ こども園・温泉病院 三朝中学校 配本
18日(金)		
19日(土)	みささ英語村	文化ホール
20日(日)		
21日(月)	休館日	
22日(火)		相互貸借集配(県立図書館)
23日(水)	休館日(祝日:勤労感謝の日)	
24日(木)	定期監査ヒアリング(A M) 移動図書館	(館内清掃)開架スペース、外側ガラス清掃 神倉・下西谷・田代・三朝小西学童
25日(金)		
26日(土)	古本市:ドラえもんのポケット	文化ホール
27日(日)	古本市:ドラえもんのポケット	文化ホール
28日(月)	休館日	
29日(火)		
30日(水)		

《11月の特集・イベント》

秋特集(10/1~11/22)、行政相談週間パネル展(10/14~10/26)、
自死予防睡眠キャンペーンパネル展示(10/27~11/4)、読書週間(10/27~11/9)展示(11/1~)
北方領土問題啓発パネル展示(11/8~11/16)、出張ヴァイオリン美術館展示(11/17~12/13)、
古本市「ドラえもんのポケット」(11/26~11/27)

《9・10月の実績》

木工作品・汽車模型展示(8/26~9/16)・・・9/7(水)日本海新聞記事掲載
15冊展示(貸出冊数 延べ10冊)
世界アルツハイマーデー啓発展(9/20~9/25)・・・32冊展示(貸出冊数 延べ13冊)
着物のリメイク服展示(10/1~10/13)・・・10/5(水)日本海新聞記事掲載
27冊展示(貸出冊数 延べ14冊)
(絵本)夏・海特集(6/25~9/25)・・・140冊展示(貸出冊数 延べ265冊)
(絵本)敬老の日特集(8/26~9/25)・・・49冊展示(貸出冊数 延べ12冊)
(絵本)月に関する本の展示(8/26~9/25)・・・65冊展示(貸出冊数 延べ41冊)
(絵本)ハロウィン特集(10/1~10/30)

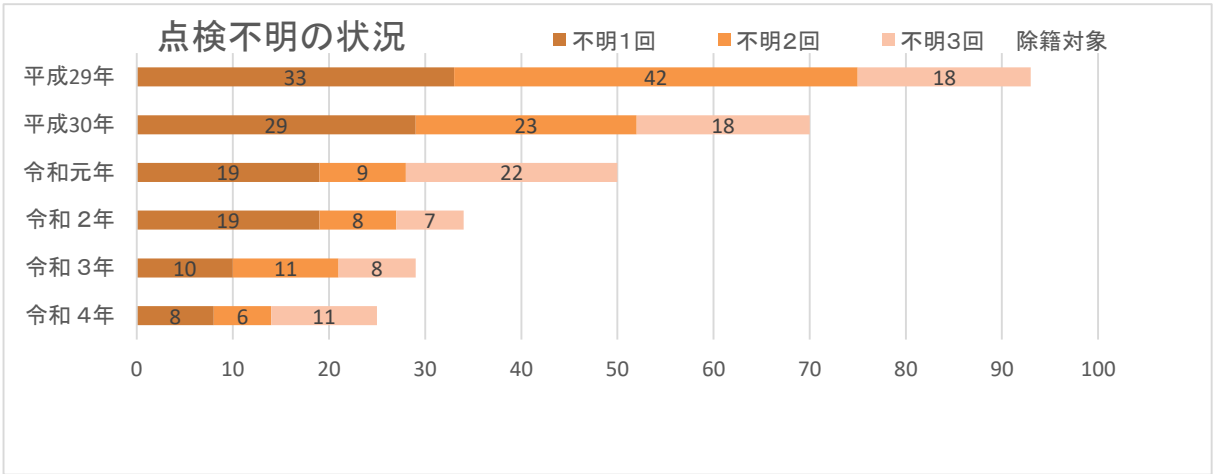
■蔵書点検の結果について

(令和4年度)

1)点検不明の冊数(年度別)

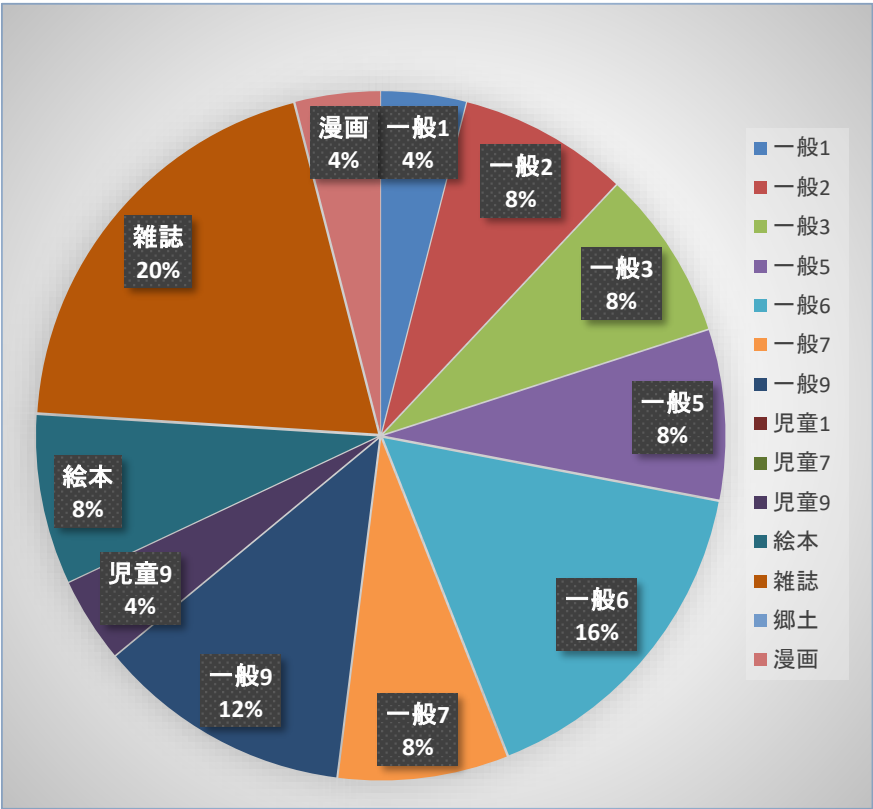
	不明1回	不明2回	不明3回 除籍対象	合計
令和 4年	8	6	11	25
令和 3年	10	11	8	29
令和 2年	19	8	7	34
令和元年	19	9	22	50
平成30年	29	23	18	70
平成29年	33	42	18	93

※点検不明 →蔵書点検で所在が確認できない資料
※除籍対象 →点検不明3回の資料は除籍する。(資料除籍基準4(1)による)
※令和4年度点検対象冊数 102,398冊(蔵書資料数 107,147冊 9/25現在) 不明割合 0.024%



2)点検不明の状況(分類別)

分類	冊数
一般1	1
一般2	2
一般3	2
一般5	2
一般6	4
一般7	2
一般9	3
児童1	
児童7	
児童9	1
絵本	2
雑誌	5
郷土	
漫画	1



NDC(日本十進分類法) 新訂10版 綱目表(2次区分表)

000 総記	
010	図書館, 図書館情報学
020	図書, 書誌学
030	百科事典, 用語索引
040	一般論文集, 一般講演集
050	逐次刊行物
060	団体, 博物館
070	ジャーナリズム, 新聞
080	叢書, 全集
090	貴重書, 郷土資料, その他特別コレクション

100 哲学	
110	哲学各論
120	東洋思想
130	西洋哲学
140	心理学
150	倫理学, 道徳
160	宗教
170	神道
180	仏教
190	キリスト教, ユダヤ教

200 歴史, 世界史, 日本史	
210	日本史
220	アジア史, 東洋史
230	ヨーロッパ史, 西洋史
240	アフリカ史
250	北アメリカ史
260	南アメリカ史
270	オセアニア史, 両極地方史
280	伝記
290	地理, 地誌, 紀行

300 社会科学	
310	政治
320	法律
330	経済
340	財政
350	統計
360	社会
370	教育
380	風俗習慣, 民俗学, 民族学
390	国防, 軍事

400 自然科学	
410	数学
420	物理学
430	化学
440	天文学, 宇宙科学
450	地球科学, 地学
460	生物科学, 一般生物学
470	植物学
480	動物学
490	医学, 薬学

500 技術, 工学	
510	建設工学, 土木工学
520	建築学
530	機械工学, 原子力工学
540	電気工学
550	海洋工学, 船舶工学, 兵器, 軍事工学
560	金属工学, 鉱山工学
570	化学工業
580	製造工業
590	家政学, 生活科学

600 産業	
610	農業
620	園芸, 造園
630	蚕糸業
640	畜産業, 獣医学
650	林業, 狩猟
660	水産業
670	商業
680	運輸, 交通, 観光事業
690	通信事業

700 芸術, 美術	
710	彫刻, オブジェ
720	絵画, 書, 書道
730	版画, 印章, 篆刻, 印譜
740	写真, 印刷
750	工芸
760	音楽, 舞踊, バレエ
770	演劇, 映画, 大衆芸能
780	スポーツ, 体育
790	諸芸, 娯楽

800 言語	
810	日本語
820	中国語, その他の東洋の諸言語
830	英語
840	ドイツ語, その他のゲルマン諸語
850	フランス語, プロバンス語
860	スペイン語, ポルトガル語
870	イタリア語, その他のロマンス諸語
880	ロシア語, その他のスラブ諸語
890	その他の諸言語

900 文学	
910	日本文学
920	中国文学, その他の東洋文学
930	英米文学
940	ドイツ文学, その他のゲルマン文学
950	フランス文学, プロバンス文学
960	スペイン文学, ポルトガル文学
970	イタリア文学, その他のロマンス文学
980	ロシア文学, その他のスラブ文学
990	その他の諸言語文学

議案第 39 号

三朝町総合教育会議設置要綱の一部改正について

次のとおり三朝町総合教育会議設置要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 10 月 26 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正の理由】

三朝町総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により設置運営しており、町長から教育委員会へ事務委任されているが、町長が議長を務めていることから、町長が意見交換に加わりにくい状況となっている。加えて、構成員が町長と教育委員会となっていることから、町長部局の他の出席職員の立場が曖昧であり、発言の可否が不明確となっている。

上記から、議長は置かないこととし、町長は必要に応じて会議にオブザーバーと説明員を出席させることができるよう、設置要綱の当該部分を追記・削除する。

【改正の概要】

第 4 条第 1 項文中「会議の議長となる。」を削除し、「町長は必要に応じて、オブザーバー及び説明員を出席させることができる。」を第 4 項として追記する。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会訓令第2号

三朝町総合教育会議設置要綱（平成27年三朝町教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

三朝町総合教育会議設置要綱の一部を改正する訓令

三朝町総合教育会議設置要綱（平成27年三朝町教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(会議) 第4条 会議は、町長が <u>招集する。</u> 2・3 略 4 <u>会議のオブザーバーとして、副町長、説明員として教育総務課長、教育総務課課長補佐及び担当係長が出席するものとし、その他町長が必要と認める職員を説明員として出席させることができる。</u>	(会議) 第4条 会議は、町長が <u>招集し、会議の議長となる。</u> 2・3 略

附 則

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。

協議事項(1)

通級指導教室の指導希望について

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱（平成 24 年教委告示第 39 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級指導の手順）

第 4 条 通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、在籍する学校の校長（以下「在籍学校長」という。）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第 1 号）を在籍学校長に提出する。

2 在籍学校長は、前項の届出により、通級による指導を受けさせる必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見書（様式第 2 号）を提出する。

3 教育委員会は、前項の提出を受けた児童生徒について審査を行う。必要に応じて、通級指導教室設置校の校長（以下「設置学校長」という。）の意見を聴取する。

4 教育委員会は、審査によって通級指導教室での指導を受けることが適当と認めるときは、在籍学校長に対し通級承認書（様式第 3 号）を通知するとともに、保護者へ通級許可通知書（様式第 4 号）を通知する。